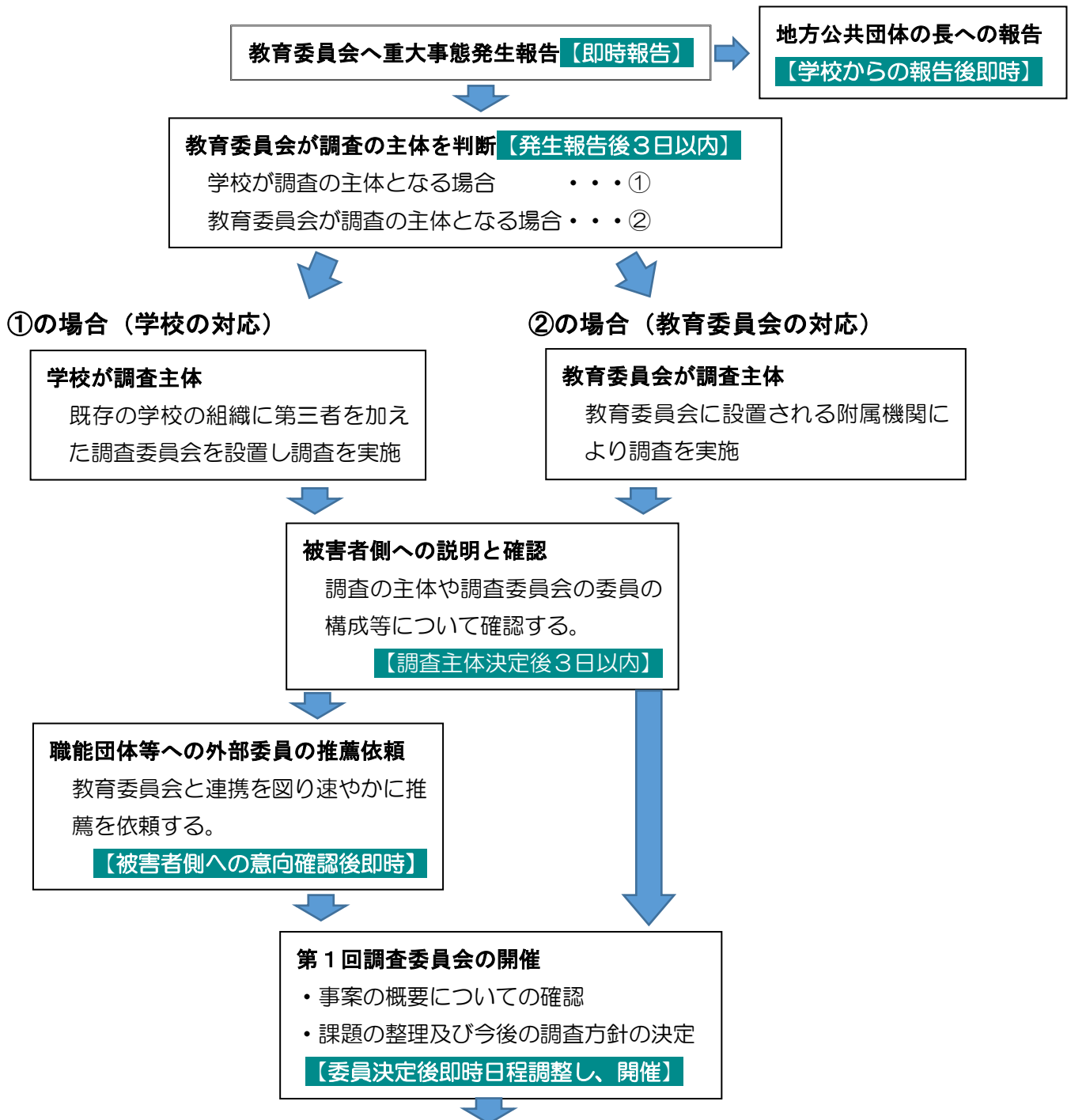


いじめの重大事態発生時の対応

いじめの重大事態の定義

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生命心身財産重大事態）
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（不登校重大事態）
欠席日数は、年間 30 日を目安とする。

※ 事案の内容について、重大事態の発生報告の前に事前に教育委員会と情報共有しておく。

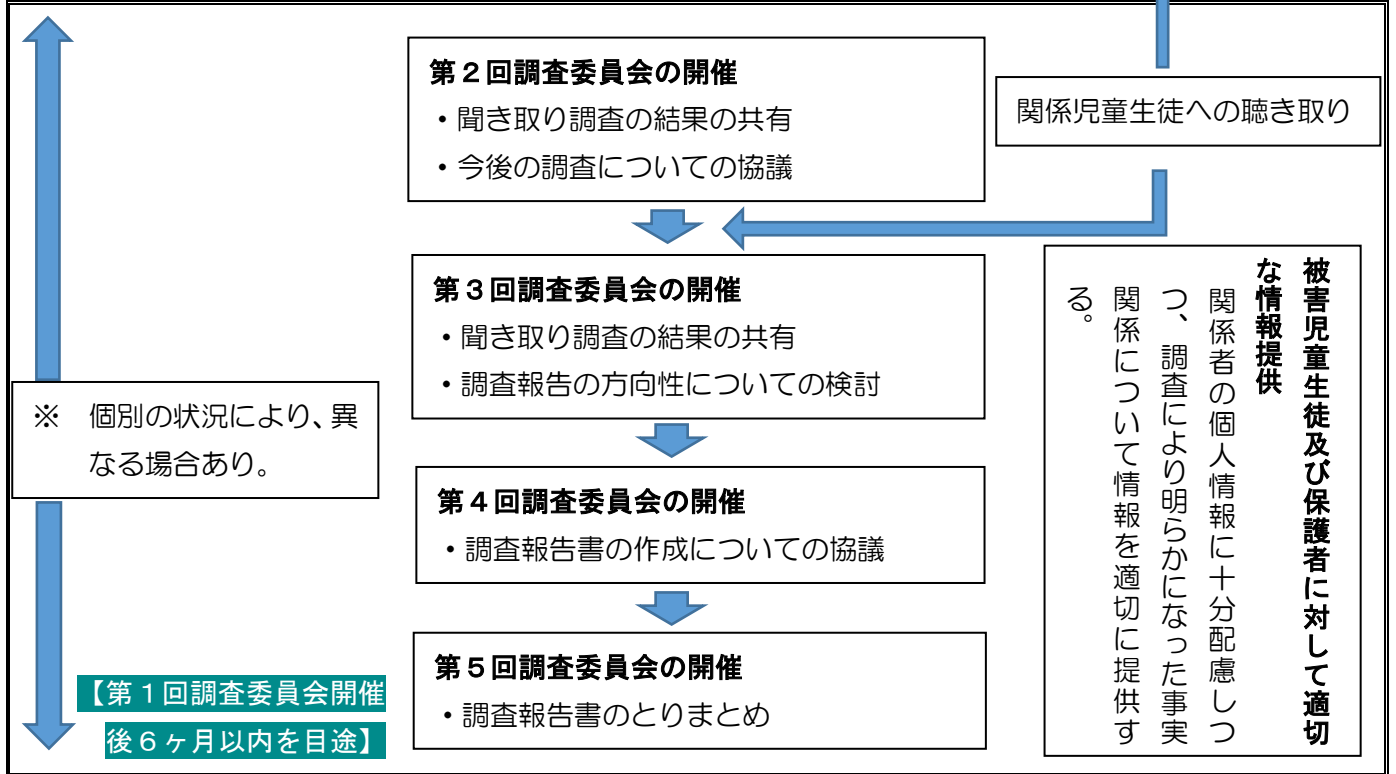


被害児童生徒・保護者に対する調査方針の説明（加害児童生徒・保護者にも説明）

調査委員会による調査実施前に行う。

- ①調査の目的・目標 ②調査主体 ③調査時期、期間 ④調査事項・調査対象
⑤調査方法 ⑥調査結果の提供

【調査方針等確定後3日以内】



被害児童生徒と保護者への調査結果の説明【調査報告書完成後3日以内】

- ・所見提出の意向の確認
- ・調査報告書の公表の意向の確認

加害児童生徒と保護者への調査結果の情報提供

加害者側への情報提供の方針について、被害児童生徒・保護者に確認しておく。

調査結果を教育委員会に報告【調査結果の説明後即報告】

地方公共団体の長への報告

【学校からの報告後即時】

調査結果を踏まえた必要な措置

- ・被害児童生徒への支援
- ・調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組の実施

- いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適正に対応する。
- 表記の期限は原則であり、個別の状況により異なる場合があるため、関係生徒や保護者の状況等を考慮して対応する。